

加速する法人税改革に向けた動き

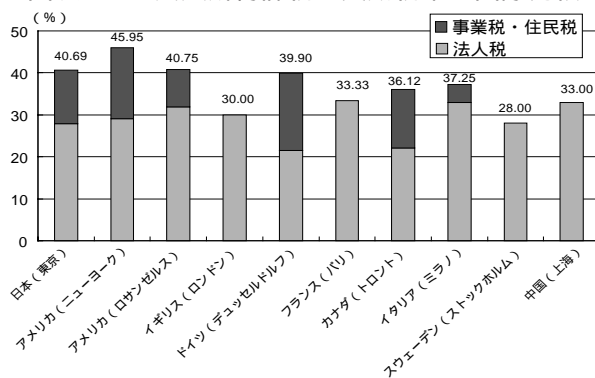
経済調査部門 篠原 哲
shino@nli-research.co.jp

1. 法人税改革が求められる背景

政府税制調査会による2007年度税制改革の答申には、「法人税の改革」が盛り込まれた。累計で投資額の95%までしか損金への参入が認められていない企業の減価償却制度の見直し等に加え、今後は、法人税率の引き下げについての検討が本格化することが予想される。以下では、法人税の改革が求められる背景と、その課題について簡単にまとめてみたい。

法人税率の引き下げは、減価償却制度の問題とともに、古くから議論されてきた問題である。この背景には、従来から日本の法人課税が海外諸国に比べて負担が重く、国際競争のうえで不利との指摘がなされていることが挙げられる。

図表 - 1 法人所得課税の実効税率の国際比較



(資料) 財務省

2006年1月時点における先進国の法人所得課税の実効税率^(注1)を比較して見ると(図表 - 1)、日本(東京)は国税と地方税との合計で40.69%であるのに対し、米国(ニューヨーク)45.95%、同(ロサンゼルス)40.75%、ドイツ(デュッセルドルフ)39.90%、フランス(パリ)33.33%、中国(上海)33.00%、イギリス(ロンドン)30.00%となっている。これらの国のなかでは、我が国の実効税率はアメリカ・ドイツなどとはほぼ同水準であり、イギリス、フランス、中国などよりは高い。さらに、韓国、香港、台湾、シンガポール、タイなどのアジア諸国の実効税率は30%以下の水準に留まっており、アジア諸国との比較においては、約10%程度高い水準にあると言える。

日本でも、90年代以降、企業の国際活動が進展するなかで、国際競争力に配慮するとの目的から法人税率は引き下げられてはきた。しかし、産業界を中心に、依然として他国に比べて税負担を重いとする向きも多く、この状態が続けば、企業の国際競争力が相対的に低下するとともに、企業が生産拠点を海外に移したりして、経済活力が損なわれる可能性を危惧する声もある。折しも、9月に発足した安倍政権は、経済成長を

重視する戦略を示したが、それに併せて産業界からも、企業の国際競争力を高め経済成長を支えていくという観点から、法人税率の一段の引き下げを求める声が高まっているのである。

2. 改革に向けた課題

ただし、法人税の改革に向けてはいくつかの課題がある。第一の課題は、財政再建との兼ね合いである。政府は2011年度に国と地方のプライマリーバランスの黒字化を実現することを目指しているが、仮に、法人税率をアジア諸国並である30%程度にまで引き下げるとすると、約4兆円規模の税収減を招くことになる。大規模な法人税の減税を実施することは、財政再建に向けた動きに逆行することになるとの批判もある。

たしかに、2005年度決算における法人税収が、当初予算よりも約1.8兆円の増収となるなど、景気拡大が長期化するなか、足元の法人税収が当初の想定を越えて増加しており、これも大規模な減税が支持される要因のひとつとなっている。しかし、その一方では、景気は循環することから、このような大規模な税の自然増収が、長期的に続くと考えことは非現実的であるうえに、足元の増収分は、むしろ国債発行額の削減に充てるべきとの見解があることも事実である。

二つ目の課題としては、財政再建を重視すれば、法人税率の引き下げによる税収減を補うべく、消費税などの増税を実施しなくてはならない可能性があることだ。この場合、法人税率を引き下げても、それが雇用・所得の増加という形で家計に還元されなければ、企業の負担が軽減される分だけ、家計負担が増加し、消費を低迷させる要因にもなりうる。消費の伸びが低迷しているうえに、すでに、定率減税の廃止など

家計向けの増税が進められている現状で、法人税率の引き下げが実施されることは、国民から、企業優遇ではないかとの批判も招きかねない。

さらには、企業の税負担が一部の企業に偏っているという問題もある。欠損法人は、法人税の納付義務を負わないが^(注2)、我が国では、バブル期の1990年度でも欠損法人の割合は全体の48.7%を占めており、好景気のなかでも半数の企業が欠損法人であった。2004年度には、欠損法人の割合は67.0%に及んでいるが、このように法人税を納めていない企業が多く存在するなかで、税率を引き下げても、経済成長の拡大にどこまで効果があるかを疑問視する向きもある。

安倍政権は、財政再建については、増税よりも、高い経済成長による税収の自然増加と、歳出の削減を徹底していく方針を打ち出しており、成長と財政再建の両立を目標としている。その観点からは、法人税率の引き下げは、経済成長を拡大させ税収の自然増を促すための、ひとつの方策と言える。ただし大規模な減税が実施されても、それに見合うだけの経済成長が実現しなければ、結果として、財政赤字の拡大を招くことになる危険性をも含んでいることは留意しておく必要がある。

今後、法人税改革の見直しの議論が本格化していくことが予想されるが、どこまで経済成長と財政再建のバランスのとれた改革が実現するか、が注目されるところである。

(注1) 法人税率には、表面税率と実効税率がある。表面税率とは、課税所得に課税される実際の税率のことをいう。一方、実効税率とは、法人税、法人事業税、法人住民税を勘案した理論上の税負担率になる。というのも法人事業税は、法人所得を計算するにあたり、支払いをする日を含む事業年度において損金算入されるため、この分だけ、企業が納める税額は少なくなる。このことを考慮して算出した税率が実効税率である。

(注2) 法人事業税の外形標準課税は、欠損法人であっても課税される場合がある。